



高崎市共同募金委員会

特別配分申請受付について

住民主体の福祉活動を支援します

「赤い羽根募金」でおなじみの共同募金。この共同募金の配分は、市民のみなさまの貴重な浄財が財源です。ここに記載の特別配分を希望する場合は、9月20日までに、所定の申請書を高崎市共同募金委員会（高崎市社会福祉協議会）へご提出ください。

住民主体の活動支援配分

高崎市内において、住民が担い手として参加する住民主体の活動の充実を図り、お互いに支え合う地域づくりを担う活動の促進を目的に配分を行います。なお、活動内容は高齢者に限らず、障害児（者）や子育て支援活動など、幅広い福祉活動が対象となります。

【申請できるのは…】

活動拠点・活動エリアが高崎市内で地域住民の集いの場や見守り活動、助けあい活動などを行う団体等

※団体等とは、任意団体、その他高崎市共同募金委員会が必要と認める団体も含まれます。

※他団体からの補助金を受けている団体は原則対象外です。

※3年連続の配分申請はできません。

【配分上限額】 10万円

【配分経費】 地域住民の集いの場や見守り活動、助けあい活動などに必要な経費

【対象外経費】 他団体または下部組織への助成や会員、構成員等同士の親睦のみを目的とした団体等の活動費、飲食経費や保険代

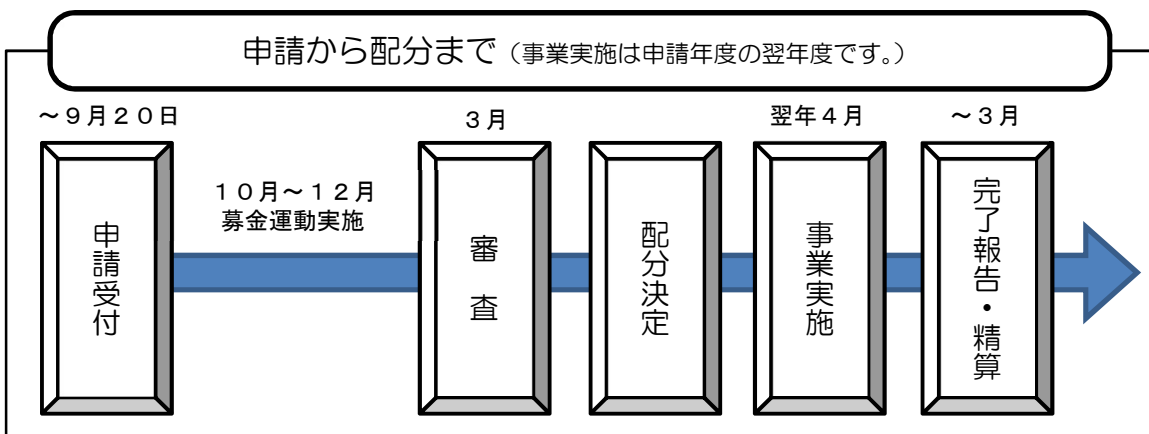
申請受付期間：令和6年9月20日(金)締切（郵送不可）

受付窓口：高崎市共同募金委員会（高崎市社会福祉協議会内）

〒370-0065 高崎市末広町115-1 高崎市総合福祉センター3階

☎027-370-8855

申請から配分まで（事業実施は申請年度の翌年度です。）



お気軽にお問い合わせください！